

経営会議の内容

件 名	大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
所 管 部	総務部・病院事務局
日時・場所	令和4年1月25日（火） 10：15 ～ 10：45 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、病院総務課長、人財課長
提 出 理 由	救急勤務医手当及び専門看護等手当を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・救急患者の受入れ等において消防本部と市立病院の連携強化に努めてきたことが救急応需の向上につながったものと認識している。今後も継続して連携を強化していきたい。 ・本市における専門看護師と認定看護師の人数及びそれぞれの勤務の実績はどの程度か。 （所管部）現在、市立病院には1名の専門看護師、10名の認定看護師がいる。令和2年度の1年間で専門看護師には、225日の勤務実績に対して67万5千円の手当を支給した。また、認定看護師には、延べ616日の勤務実績に対して、123万2千円の手当を支給した。 ・令和3年度から特定看護師1名を配置しているとのことだが、次の特定看護師と見込まれる人材はいるのか。 （所管部）現時点で次の特定看護師の候補はいない。今後も質の高い看護師の確保に努めていきたい。 ・医療現場ではより高い専門性が求められ、日々、新しい知識を身につける必要性が高まっていること等から、医師等の負担も大きくなっていくと見込まれる。そのため、モチベーション向上の面からも適切な手当を支給することが必要である。 ・今回新設される手当の金額について、近隣市等の公立病院と比較しても妥当と思われる。 ・専門看護師等の資格取得に関して、病院からの支援はあるのか。 （所管部）専門看護師の資格取得に対しては「大和市自己啓発等休業に関する条例」で規定する大学等課程の履修に該当するとして休業を承認することにより、また、認定看護師及び特定看護師の資格取得に対しては「大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定する職務に専念する義務の免除を認めることにより、研修等に集中できるようにしている。 ・金銭面での支援はあるのか。 （所管部）基本的には個人のスキルアップにつながる資格であるため、資格取得にかかる費用は個人負担となっている。 ・資格取得においては個人による費用負担が生じるとしても、資格取得後の業務に対して手当が支給されるのであれば、金銭面での支援と同等とも考えられる。新たな手当の支給は、積極的にスキルを身に付けることを促し、現在いる看護師の中から資格取得者を増やしていくという面からも有効な制度だと思う。

	・人材確保のため、医師や看護師の処遇の改善は必要と考える。専門性の高い人材を確保することは、市民への医療サービスへの向上につながり、最終的には経営改善につながると思われる。 （所管部）今回の新たな手当の創設は、医師が経営状況の改善に向けて協議を行った中から提案されたものであり、医師等のモチベーションを上げることに對して有効であると考えている。医師が医師にしかできない業務に専念できるよう、特定看護師等を確保していくとともに、特定看護師等がいることを本病院の強みとして、連携病院にも積極的に周知していきたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。